



交通安全情報

R5.9.8

函館中央警察署

酒気帯び確認については、

12月1日から

- ✓ **アルコール検知器を使用した酒気帯び確認**
- ✓ **アルコール検知器を常時有効に保持すること**

の2つが義務化になります。



「常時有効に保持」ってなに？

アルコール検知器が正常に作動し、**故障がない状態**で保持しておくことです。

そのため取扱い説明書に基づき適切に使用・管理及び保守するとともに定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。



酒気帯び確認はいつするの？

「**運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者**」に対する酒気帯び確認が義務付けられております。

したがって、業務として**運転する前及び運転した後**に酒気帯び確認をすることが必要です。

